

公 告

次のとおり公募します。

令和7年 6月27日

北海道森林管理局長 関口 高士

令和7年度「国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）の実施」に係る公募（第2回）

北海道森林管理局では、国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施しますので、希望される方は安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

記

1 システム販売の目的

システム販売は、需要の拡大が必要な一般材、低質材及び原料材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として行うものです。

システム販売に当たっては、森林管理局長が製材工場、素材生産業者をはじめとする需要者と国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、森林管理署長等（森林管理署支署長を含む。以下同じ。）がその協定に基づき計画的な販売を実施することとなり、協定を締結する需要者については公募により決定します。

2 販売予定物件の概要

- (1) 販売予定物件の数量等については、別紙「販売物件一覧表」のとおりです。
- (2) 樹種別の割合は、立木におけるおおよその割合であり、実際の素材の出材割合とは異なる場合があります。また、 m^3 廻り（立木）についてもおおよその数値であり、原木の径級を判断する目安とはなりません。
- (3) 出材予定数量、事業地及び出材時期は、生産事業等の動向により変更する場合があります。

3 システム販売の協定期間

協定締結日から令和8年4月30日まで。

4 システム販売の対象となる需要者

- (1) 製材工場等：製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合、その他木材加工事業者（集成材工場、プレカット工場、チップ工場等含む。）
- (2) 原木市場等：原木市場その他木材流通機能を有する事業者
- (3) 製材品需要者：住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。以下同じ。）

5 システム販売の対象となる需要者の要件

次に掲げる要件の全てを満たさなければなりません。

- (1) 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること。
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること。
- (3) 社会保険等に加入していること。
- (4) 買受希望数量に対して、十分な生産、加工、流通等の実績があること（同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工、流通等の実績があること）。
- (5) 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 製材工場等については、JAS認証工場であること（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合）。
- (8) 原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申込みであること。
- (9) 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申込みであること（ただし、この場合、製材品需要者が(1)の要件を満たす必要はない）。
- (10) チップ工場等又は原木市場等が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成二十三年八月三十日法律第百八号）に基づき施設認定された木質バイオマス発電所（木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下「バイオマス発電所」という。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、次の条件を満たすこと。
 - ① バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請であること。
 - ② 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと。
 - ③ 協定期間終了後に、バイオマス発電所に製品（申請対象物件を加工したものに限り）を発電用として納入した際の伝票等の写しを提出し、その価格を明らかにすること。
 - ④ 供給先のバイオマス発電所（バイオマス発電所自らが申請する場合を含む）が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」（平成二十四年六月十八日経済産業省令第四十六号）第5条第1項第7号に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写しを提出すること。なお、バイオマス発電所が自ら購入した物件を燃料となるチップ等に加工することとして申請する場合についても、同様とする。

6 企画提案書

【別紙様式4】及び【別紙様式5】による

7 申請方法及び申請期限

(1) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時まで

※電子メールによる申請を行う場合は、確認のためメール送信後に連絡をお願いします。

(2) 紙媒体による申請提出場所

北海道森林管理局森林整備部資源活用第二課又は北海道森林管理局管内の最寄りの森林管理署等。

※各森林管理署等の住所等は北海道森林管理局ホームページで確認してください。

URL：http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/introduction/gaiyou_syo/index.html

(3) 電子メールによる申請

① メールアドレス h_katsuyo2@maff.go.jp

② 別添「電子メールによる申請の留意事項」を参照願います。

③ 申請を受理した際はメールにて受理した旨を通知します。

(4) 提出書類

【別紙様式1】国有林材の安定供給システム申請書

【別紙様式2】社会保険の加入状況

【別紙様式3】 保有する資格

【別紙様式4】 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の提出について

【別紙様式5】 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書

その他添付資料

8 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

- (1) 申請書の作成に当たっては、システム販売申請書留意事項を参照願います。
- (2) 申請する数量は、物件ごとの出材予定数量とし、分割することのないようにしてください。
- (3) 申請者は、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」について申請書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (4) 共同申請の場合は代表者を定めてください。
- (5) 企画提案書の作成に当たっては、企画提案書（記入例）を参考にするとともに、次の点に留意してください。
 - ① 企画提案書は、物件ごとに作成願います。
 - ② 共同申請の場合は代表者が企画提案を取りまとめて作成してください（申請者ごとの企画提案書の作成は不要です）。
 - ③ 原木の長さ（長級）は企画提案事項ではありません。北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書に基づき、一般材・低質材は3.65m、4.00mを主体とします。
ただし、多様な長級の採材でない場合、生産事業地の条件によっては要望に応じられる場合がありますので、協定締結後に該当森林管理署等と打合わせしてください。
 - ④ 物件ごとに示した原木は、原則として全て受け入れていただくこととなりますので、特定の径級及び材種を対象とした企画提案は採用出来ません。該当する樹材種の全ての径級区分に希望単価を記載してください。
- (6) F I Tによるバイオマス発電用燃料用と既存利用の両方を含む申請については、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定事業者の申請であり、かつ、樹材種・数量が使用目的ごとに明記されている場合に受理します。
 - ① 企画提案書に明記された用途以外に使用することはできません。
 - ② 販売量が協定量に対して減となる場合は、既存利用を優先していただきます。
- (7) 同一事業者が同一物件に複数の申請（販売協定は除く）を行った場合は、これらの申請を無効とします。
- (8) 引渡しは山元土場が主体ですが、物件によっては、国道等主要道路付近にある里土場まで輸送して引渡しする場合もあります。該当物件については、販売物件一覧表の備考欄に記載しています。里土場の場合の協定単価は、山元からの輸送費を加味した単価となりますので、購入希望単価の検討にあたり留意願います（山元・里土場両方の場合は、それぞれの単価が必要です）。
また、山元で引渡しを予定している物件について、協定期間中に、協定者間で里土場での引渡しに合意した場合は、協定単価を協議の上決定し、里土場で引渡しとします。
なお、里土場の所在地の詳細については、該当の森林管理署等にお問い合わせください。
- (9) 公募する全ての物件について、地域要件は設定しておりませんので、本公告の5に記載する要件を満たしていれば、どの地区の物件にも申請することが可能です。
- (10) 申請書及び企画提案書への押印は不要です。ただし、協定書及び契約書については押印が必要となります。

9 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) システム販売の対象となる需要者の要件を全て満たしているか審査します。満たしていない場合は、協定予定者として選定することができません。
- (2) 別に定める審査基準（別表参照）に基づき企画提案書の審査を行います。
 - ① 加点項目
評価項目ごとに審査し、評価基準に基づき加点します。
 - ② 減点項目
評価項目ごとに審査し、評価基準に基づき減点します。
- (3) 協定予定者の選定
森林管理局長は、審査の結果、公募物件ごとに、得られた点数が最も高い者であって、当該物件

の購入希望単価に基づき算出した樹材種ごとの平均単価が、樹材種ごとの協定基準単価を全て上回っている場合に協定予定者として選定します。

協定基準単価を下回っている場合は、購入希望単価の再提出（1回限り）を求め、協定基準単価を上回った場合に協定予定者とします。

なお、公募物件ごとに、得られた点数が最も高い者であっても、企画提案書の審査において、取組評価点及び減点の合計がマイナスの場合は協定予定者として選定しないこととなります。

10 協定締結に当たって付する条件等

- (1) 「国有林材の安定供給システム協定書（案）」は別紙2を参照願います。
- (2) 購入した林産物については目的外に処分しないこと。
- (3) 企画提案書内容を遵守すること。
- (4) 企画提案書の内容の根拠を確認する必要がある場合は確認に協力すること。
- (5) 協定者は、協定期間の終了後、【別紙様式6】【別紙様式7】「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」を森林管理局長に提出すること。
- (6) 販売対象物件については、森林管理署等が「素材の日本農林規格」（令和4年4月28日農林水産省公示第776号）及び「北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書」（令和4年11月14日4北資二第23号）第7条（2）巻立仕様書及び（3）低質材及び原材料の仕訳区分に基づき選別したものとします。
- (7) 素材生産請負契約や事業実行状況等特別の事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更することがあります。
- (8) 協定に基づく販売に当たっては、森林管理署長等と国有林野事業林産物売買契約約款等に基づき売買契約を締結していただきます（共同で協定を締結した場合は、森林管理署長等と代表者の間で売買契約を締結します）。
- (9) 販売価格は協定単価に出材数量を乗じて算出された総額以上とします。また、システム販売は協定者に対し、安定的、計画的に国有林材の供給を行うものであることから、予約割増率を加味した販売価格となります。
- (10) 契約保証金は免除します。
- (11) 企画提案において、山土場に集材された原木を工場等へ直送し、工場等で原木の計測を行うものとして申請し採用された場合は、その旨協定予定者へ通知しますので、森林管理署長等と代表者の間で概算売買契約を締結していただきます。
- (12) 木材の搬出期間は、売買契約成立日以降、引渡し完了した日から原則2ヶ月以内とします。
なお、山元土場の状況等によっては、搬出期間を延ばすことができる場合があります。ただし、林道の保全のため運材をご遠慮願う期間があることから、具体的には協定締結後、当該森林管理署等と打合わせ願います。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された申請書、添付書類等は返却しません。
- (2) 提出書類は、審査に係る事務手続き以外の目的で使用しません。

12 問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課

住 所：〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

電 話：050（3160）6296 又は 011（622）5248

担 当：企画官（木材需給対策）